



住所又は  
所在地（納税地）  
氏名又は  
名 称 殿

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の  
設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての  
貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用）  
〔租税特別措置法の一部を改正する法律  
（平成7年法律第55号）附則第36条第6項〕

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する  
法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定に基づく承認申請を  
承認 いたします。  
却 下

この通知に係る処分の理由 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

- (注) 1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の  
一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）  
〔租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項〕

#### 使用目的

この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。